

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

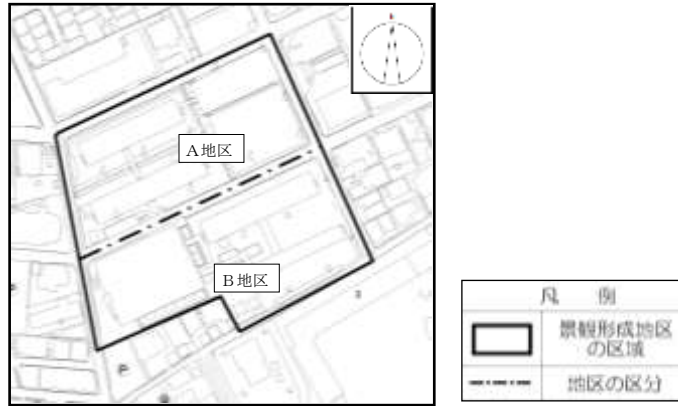
別表3 重点地区関係

1.景観形成地区

(22)長野東地区(2)

ア.位置・・・吹田市長野東地内

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約1.2ha

エ.経過・・・令和●●年●●月●●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。

カ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成

2.なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。

3.地域住民の景観に対する意識の向上

4.「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」を活用し、緑をまもり、つくり、そだてるとともに、なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、そだてる。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A地区

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) 賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(3) 交流の図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設ける。</p> <p>(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p>
<p>2.屋根の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢のないものを使用する。</p>

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげ、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="509 414 1355 665"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤) ・ Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	二	Y R (黄赤) ・ Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	二														
Y R (黄赤) ・ Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下														
R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。</p> <p>(2) フェンス等を設置する場合は、植栽に配慮した色彩を基本とする。</p> <p>(3) アプローチが交流の空間にもなるように、歩道と連続性や一体感ある仕上げにし、休憩施設を設けるなどの工夫をする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															
<p>6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備</p>	<p>(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>															

b. 工作物

<p>1.広告塔・広告板</p>	<p>周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p>
------------------	------------------------------------

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

(イ)B地区

a.建築物

<p>1.全体計画・配置等</p>	<p>(1) <u>良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</u></p> <p>(2) <u>周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</u></p> <p>(3) <u>交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</u></p> <p>(4) <u>敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</u></p> <p>(5) <u>敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</u></p> <p>(6) <u>敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</u></p> <p>(7) <u>敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</u></p>															
<p>2.屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) <u>周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</u></p> <p>(2) <u>勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</u></p> <p>(3) <u>光沢をおさえた素材を使用する。</u></p>															
<p>3.形態意匠及び素材</p>	<p>(1) <u>緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</u></p> <p>(2) <u>バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</u></p> <p>(3) <u>外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</u></p> <table border="1" data-bbox="507 1249 1356 1500"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.0以下</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)</td> <td>5.0以上 8.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>質感、素材感のある素材とする。</u></p> <p>(5) <u>外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</u></p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以上 8.0以下	二	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.0以下	4.0以下	R(赤)	5.0以上 8.0以下	2.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0以上 8.0以下	二														
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上 8.0以下	4.0以下														
R(赤)	5.0以上 8.0以下	2.0以下														
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下														
<p>4.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) <u>道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</u></p> <p>(2) <u>機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</u></p>															

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

<p>5. <u>ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備</u></p>	<p>(1) <u>建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくいよう生垣を配置するなどの配慮を行う。</u></p> <p>(2) <u>設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする</u></p>
<p>6. <u>敷際</u></p>	<p>(1) <u>道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</u></p> <p>(2) <u>かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色を黒又は茶系を基本とし緑を活かす</u></p> <p>(3) <u>緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</u></p> <p>(4) <u>道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</u></p>

b. 工作物

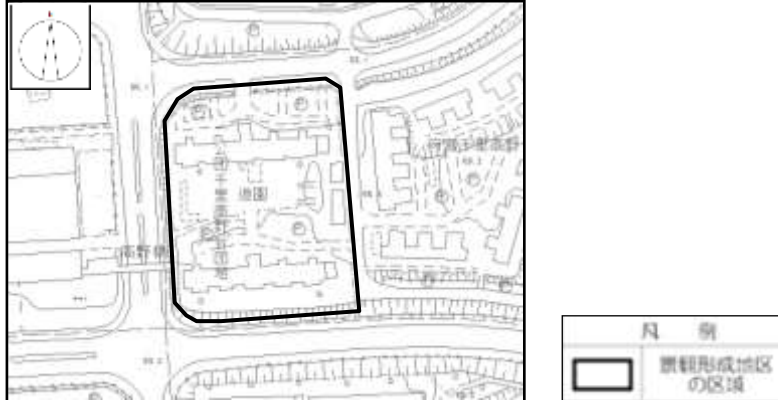
<p>1. <u>広告塔・広告板</u></p>	<p><u>周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</u></p>
--------------------------	---

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

(23) 中高層住宅地区(高野台1丁目(2))

ア.位置・・・吹田市高野台1丁目地内

イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約1ha

エ.経過・・・平成●●年●月●日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。

3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。

4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

<p>1. 全体計画・配置等</p>	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 佐竹台2丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分に配慮する。</p> <p>(3) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(4) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(5) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(6) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(7) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p>
--------------------	--

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

	<p>(8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、景観に配慮したものとする。</p>												
<p>2. 屋根の形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
<p>3. 形態意匠及び素材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="408 913 1289 1205"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.0以下</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0以上 8.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以上 8.0以下	二	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0以上 8.0以下	3.0未満	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0以上 8.0以下	二											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0以上 8.0以下	3.0未満											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下											
<p>4. 敷際</p>	<p>(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
<p>5. 駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p>												

## 吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

6. <u>ごみ置場・付帯施設等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>建築物との一体化やデザインの調和を図る。</u></li> <li>(2) <u>植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</u></li> <li>(3) <u>設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</u></li> </ul>
7. <u>植栽</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</u></li> <li>(2) <u>周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</u></li> <li>(3) <u>道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</u></li> </ul>

### b. 工作物

1. <u>擁壁</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。</u></li> <li>(2) <u>道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。</u></li> </ul>
--------------	--

### c. 開発行為

1. <u>緑化</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</u></li> <li>(2) <u>周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</u></li> </ul>
2. <u>造成計画</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。</u></li> <li>(2) <u>歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。</u></li> </ul>

吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

(24) 戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））

ア.位 置・・・吹田市古江台6丁目地内 図1のとおり

イ.区 域・・・下図のとおり

ウ.面 積・・・約2.6ha

エ.経 過・・・平成●●年●●月●●日指定、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。

3.活気や表情のある景観をはぐくむ。

4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。

3.潤いのある空間の創出をはかり、良好な景観の形成に努める。

キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 質感、素材感のある素材とする。 (4) 光沢のない素材を使用する。												
3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="475 1335 1313 1565"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・ Y(黄)</td> <td>5.0以上 8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上 7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0以上 8.5以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・ Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下	その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0以上 8.5以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・ Y(黄)	5.0以上 8.5以下	3.0以下											
その他の色相	5.0以上 7.0以下	2.0以下											



吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正の骨子案

4.敷際	<p>(1) <u>外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</u></p> <p>(2) <u>かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</u></p> <p>(3) <u>かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</u></p> <p>(4) <u>積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</u></p> <p>(5) <u>駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</u></p>
5.植栽	<p>(1) <u>道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</u></p> <p>(2) <u>シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。</u></p>

b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) <u>周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</u></p> <p>(2) <u>垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。</u></p>
------	--